

## 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 12 月 15 日

「(案件名) キルギス共和国日本人材開発センター・ビジネス人材育成・交流拠点機能強化プロジェクト  
(公示日: 2021 年 12 月 1 日/調達管理番号: 21a00892)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 3 章第 6 条(6)現地講師・職員の育成	現地講師養成研修の実施について、養成対象とする特定の教科や養成する目標人数等があればご教示いただきたい。	現時点において特定の教科や目標人数は設定していません。 具体的内容については、現地関係機関、JICA 長期専門家等との協議を通じて、主要 3 教科(経営戦略・人材管理・生産管理)およびそれ以外で技術移転の優先度の高い教科を抽出した上で進めることを想定しています。 なお、企画競争説明書第 3 章第 6 条(6)の脚注にあるとおり、具体的な育成計画案をプロポーザルにて提案することとしています。
2	第 3 章第 7 条(3)ビジネスコースの実施	ビジネスコースの実施における言語について、講義内容により指定言語への通訳を配置する前提で、日本語で講義を実施しても構わないか。	原則は英語となりますが、通訳を配置する前提で、日本語で講義を実施することも妨げません。
3	第 4 章(2)1) 業務量の目途	人月合計について、約 40.39 人月(現地 9.98 人月、国内 30.41 人月)との記載から、本案件では遠隔による業務・講座実施を大幅に増やす方針と読み取れます。この人月配分はあくまでも想定であり、業務実施の効果・効率を鑑み柔軟に変更できると考えてよろしいか。	人月合計は現時点でのキルギス日本人材開発センターの運営方針を考慮した想定となります。業務実施の効果・効率を鑑み一定程度の変更は認められます。

4	第4章(2)2) 業務従事者の構成案 (第3章第7条(4))	本邦研修の実施・企画は、受注者の業務に含まれているのでしょうか(業務従事者の構成案においてその記載が見受けられません)。	企画競争説明書第3章第7条(4)に記載のとおり、本邦研修の企画・実施は業務内容に含まれております。業務従事者の構成に記載の「コース運営管理」の業務の一部として、本邦研修の企画・実施を行ってもらうことを想定しています。
5	第4章(2)2) 業務従事者の構成案 (第3章第6条(2))	JICAの長期専門家(ビジネス交流専門家)と、本件の業務従事者「⑩ネットワーキング構築・調整」に関し、長期専門家とコンサルタントの業務分担について明示していただきたい。	コンサルタントは、日本国内に有するネットワークや知見を活用し、日本国内におけるKRJCのネットワーク構築支援・調整、各種事業の実施支援を行うとともに、キルギスに関心を有する本邦企業や学術機関、自治体等とキルギスの関連機関とのネットワーク強化に向けた活動について提案・支援することが期待されます。 長期専門家は、主にキルギス側関係者との調整を行うとともに、コンサルタントとの連携を通じて成果の最大化を図るための施策の検討、実施に係る役割を担います。
以上、12月7日回答済分			
6	P1 第1章 3競争に付する事項 (4) 契約履行期間(予定) P17 第3条 プロジェクトの概要(2) プロジェクト実施期間	・プロジェクト実施期間は2022年4月～2026年3月を予定(計48ヶ月)となっており、契約履行期間(予定)は、以下の2期に分かれています。 第1期: 2022年2月～2024年2月 第2期: 2024年3月～2026年2月 2026年2月末までの履行期間で、1月末に成果品提出となると、業務を終えるのが2025年	プロジェクト実施期間及び本契約の精算との関係から、履行期間終了予定は2026年2月としています。履行期間の変更提案は行わないでください。 なお、P28の第3章特記仕様書案、第8条報告書等では、プロジェクト業務完了報告書(第2期)の提出締切日を2026年1月下旬と設定し

		<p>11月末となり、第4年次の経営塾が最後まで終わられないことが懸念されます。</p> <p>このため、以下の期間に変更して提案することは可能でしょうか？</p> <p>第1期：2022年2月～2024年3月</p> <p>第2期：2024年4月～2026年3月</p>	<p>ていますが、活動計画に応じて、2026年2月下旬（履行期間の末日）迄の提出も可能です。</p>
7	P20 第6条 実施方針及び留意事項（8）現地活動費用の切り分け	<p>・「本邦での通訳備上費」とは具体的に何を指しているのでしょうか。本邦研修時のビジネス交流等での通訳備上費は、「本邦研修の技術研修費」で計上するという理解で合っていますでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、本邦研修時のビジネス交流等での通訳備上に係る費用となり、「本邦研修の技術研修費」で計上することとなります。</p>
8	P.25 第7条 業務の内容（4）本邦研修の企画・実施	<p>・経営塾本邦研修概要で、事前に経営塾生にビジネス交流コンサルテーションを行います。その通訳費はプロジェクト予算の「現地での通訳備上費」による負担でしょうか。</p>	<p>事前にキルギスで実施する経営塾生へのビジネス交流コンサルテーションにおける通訳費は、プロジェクト予算の「現地での通訳備上費」による負担となります。</p>
9	P.25 第7条 業務の内容（5）現地講師育成の実施	<p>・脚注14の表示がないため、記載をお願いいたします。</p>	<p>企画競争説明書に脚注14番の記載が残っていますが、13番と同様です。</p>
10	P20 「（8）現地活動費用の切り分け」およびP6の別見積とすべき経費	<p>P20の「（8）現地活動費用の切り分け」内、見積もりに含めるべき「本業務実施契約の範囲」において「コンサルタント旅費」とあるが、これは旅費（航空賃）および旅費（その他）のことか。その場合、P6の別見積とすべき「旅費（航空賃）」とあるため、本見積に含めるものは旅費（その他）のみとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、旅費（その他）は本見積、旅費（航空賃）は別見積として下さい。</p>

1 1	P18「第3章第3条（8）関係官庁・機関」	カウンターパートの位置づけにあたる技術協力の移転先（能力強化の対象）はKRJCの職員ということでよいのか。日常的に協働するキルギス側関係者についてご教示いただきたい。	カウンターパートの位置づけにあたる技術協力の移転先（能力強化の対象）および日常的に協働するキルギス側関係者はともに、KRJCの職員及び現地講師（外部人材を含む）となります。
-----	-----------------------	---	--

以上